

高知県県有施設太陽光発電設備整備事業の実施に関する協定書（案）

高知県（以下「甲」という。）と●●●●●株式会社（以下「乙」という。）は、乙が、甲の所有する施設に乙の費用で整備する太陽光発電設備で発電した電気を甲へ販売する事業PPA方式による県有施設への太陽光発電設備整備事業以下「本事業」という。）を実施するに当たり、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、高知県脱炭素社会推進アクションプランに基づき、県庁自身の脱炭素化（県の率先垂範）として、県有施設における温室効果ガス排出量の削減を図るため、甲の所有する施設の屋根等を乙に貸与し、乙が自家消費型太陽光発電設備を整備運営する事業を実施することを目的として締結する。

（事業内容）

第2条 乙は、高知県県有施設太陽光発電設備整備事業公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき提出した企画提案書等に基づき、次項の施設に乙の費用で太陽光発電設備及び関連する設備一式（以下「本件設備」という。）を整備し、及び維持管理し、本件設備によって発電した電気を甲及び甲から当該施設の管理を委託された施設管理者（以下「施設管理者」という。）へ販売する。

2 甲が乙に使用許可を行い、本事業を実施する施設（以下「対象物件」という。）は次のとおりとする。

	名 称	所 在 地
1	消防学校	吾川郡いの町大内2030番地
2	ふくし交流プラザ	高知市朝倉戊375-1
3	森林技術センター	香美市土佐山田町大平80番地
4	土佐西南大規模公園	幡多郡黒潮町入野388
5	嶺北高等学校	長岡郡本山町本山727
6	高知東高等学校	高知市一宮徳谷23番1号
7	高知丸の内高等学校	高知市丸ノ内2丁目2番40号
8	高知小津高等学校	高知市城北町1-14
9	高知北高等学校	高知市東石立町160番地
10	須崎総合高等学校	須崎市多ノ郷甲4167-3
11	幡多農業高等学校	四万十市古津賀3711
12	中村中・高等学校	四万十市中村丸の内24番地

（行政財産の使用許可）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可の申請は必要としない。

（使用料）

第4条 行政財産の使用料は全額免除とする。

（電気料金）

第5条 乙が施設管理者に対し請求する電気料金は、企画提案書等に記載した額を基に別途契約により定める電気料金単価（消費税及び地方消費税を含む）に使用電力量を乗じた額とし、県の補助金の交付を受けた場合は、別途定める額を控除した額とする。

- 2 甲は、本協定の締結後、経済社会情勢の変化等により本事業による甲の電気料金に対するメリットが著しく小さくなつたと認めるときは、電気料金単価その他の事項の変更について、乙と協議の上、変更することができるものとする。
- 3 乙は、本協定の締結後、施設の運営方針が変更されたこと等による想定電力使用量の変動等により、電気料金単価が著しく不当と認められるときは、電気料金単価その他の事項の変更について、甲と協議の上、変更することができるものとする。

(本件設備の帰属と本事業に係る経費負担)

第6条 甲と乙は互いに本件設備は対象物件に付合することのない独立の動産であることを確認し、本件設備の所有権が乙に帰属し続けることを確認する。(以下、太陽光発電設備の出力が50kW未満の場合に規定する。)ただし、本件設備の責任分界点は、乙が整備する甲の設備と接続するための配線設備と太陽光発電設備のパワーコンディショナーの出力端子との接続点とし、詳細は別途定める。

- 2 本件設備の設計、材料、工事、維持管理、撤去、公租公課及び各種手続き等本事業に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。

(太陽光発電設備の出力が50kW未満の場合)

- 3 甲が対象物件に係る高圧受電設備の保守管理業務を第三者に委託している場合、乙は、本件設備の設置による当該保守管理業務に係る費用の増額相当分を負担するものとする。同様に甲が電気主任技術者を外部委託している場合、本件設備の設置工事や設備点検にあたり電気主任技術者の立ち会いが必要な場合、その費用は乙が負担するものとする。

(太陽光発電設備の出力が50kW以上の場合)

- 4 甲が電気主任技術者を外部委託している場合、本件設備の設置工事や設備点検にあたり電気主任技術者の立ち会いが必要な場合、その費用は乙が負担するものとする。

(甲及び第三者への損害)

第7条 乙が、本事業に関して乙の責により甲、施設管理者又は第三者に影響を与えた場合には、乙がその損害賠償義務を負わなければならない。

- 2 乙は、前項に備え、損害保険等に加入しなければならない。

(補修工事等への対応)

第8条 本事業の期間中に、対象物件において甲が工事を行う場合、甲は本事業への影響について配慮し、実施時期や期間、方法等について乙の意見を尊重し決定する。やむを得ず本件設備が当該工事の支障となる場合は、乙の責任と負担において本件設備を移動する等の措置を行わなければならない。

- 2 対象物件において本件設備の設置に起因する不具合が生じた場合は、乙の責任において速やかに修理対応しなければならない。ただし、本件設備に起因するものか不明な場合は、甲乙協議し対応を決定することとする。

(事業計画書の作成)

第9条 乙は、設置工事に着手するまでに本件設備の設置・管理・運営に係る事業計画書を作成し、甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、やむを得ない事由により事業計画書の内容を変更しようとする場合は、甲の承認を得なければならない。

(天災等による被害)

第10条 甲は、天災その他やむを得ない事情により本件設備が使用できなくなった場合に生じた損害について、一切の責任を負わない。

- 2 本件設備の故障や劣化、気象の変動による日射量の減少や日射時間が想定を下回った場合などのリスクについては、乙が負わなければならない。

(管理責任)

- 第11条 乙は、設置工事に着手するまでに本事業期間中の太陽光発電設備管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選任し、本件設備の管理を責任もって行わなければならない。
- 2 乙は管理責任者を選任又は変更した場合は、7日以内に甲に報告しなければならない。
- 3 本事業に係る乙の管理責任に係る事故等が発生した場合は、乙の責任において処理しなければならない。この場合において、乙は事故等の内容を甲に報告しなければならない。
- 4 甲の責により本事業に係る事故等が発生した場合は、甲の責任において処理しなければならない。この場合において、甲は事故等の内容を乙に報告しなければならない。

(緊急時の対応)

- 第12条 乙は、本事業の実施に当たり、事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、本件設備に関して事故、災害等による緊急事態が発生した時は、直ちに甲に報告するとともに、速やかに実態を調査し、復旧のための適切な措置を講じ、当該不具合等の再発を防止するための対応を行うものとする。

(甲の事業との調整)

- 第13条 乙は、工事、点検及び修繕などの作業を実施する場合は、甲の事業に影響がないように事前に協議して行わなければならない。

(譲渡制限)

- 第14条 甲及び乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、相手方の事前の書面による同意を得ない限り、本協定に定める権利、義務、その他一切の法的地位に関し、第三者に対して、譲渡、担保提供その他の処分をしてはならない。

(有効期間の終了時の本件設備の扱い)

- 第15条 本協定の有効期間は、本協定締結日から電力供給開始日の21年後までとする。電力供給の期間は、電力供給開始日の20年後までとする。
- 2 本協定の目的と本件設備が優れた公共性を有したものであることに鑑み、甲と乙とが本協定の有効期間満了時までに協議し本件設備の取扱いについて次の各号のいずれかとする旨を合意したときは、新たな有効期間による協定を締結するものとする。
- (1) 乙による太陽光発電事業の継続
- (2) 第三者への本件設備の譲渡による太陽光発電事業の継続
- (3) そのほか本事業の目的に沿った措置
- 3 本件設備は、本事業の期間終了後、乙の負担と責任において撤去し、乙は速やかに原状に復して使用部分を甲に返還するものとする。

(本協定の解除)

- 第16条 甲及び乙は、以下各号の事由のいずれかに該当する場合、誠実な協議を経た上で、本協定を解除することができる。
- (1) 暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤及び地震その他の自然災害、戦争、内乱、暴動及び破壊活動等の政治的・社会的事象、土壤汚染、地下埋設物又は近隣住民の反対活動等の人為的事象、並びに法令等の変更等の不可抗力により、本事業の実施が著しく困難となった場合
- (2) その他客観的に事業の実施が不可能と判断される合理的理由が認められる場合
- 2 甲は、次に掲げる事由のいずれかに該当したときは、本協定を解除することができる。
- (1) 乙が本協定又は関係法令等に違反する行為があった場合。
- (2) 乙が令和●年●月●日までに本件設備を整備し、本件設備によって発電した電気の施設管理者への販売

を開始しない場合。

- (3) 乙が当初の提案内容に反するなど、本事業の目的から逸脱している場合。
- (4) 甲及び乙の信頼関係が失われた場合など、本契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (5) 公正取引委員会が、乙に違反があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が同条第7項の規定により確定したとき、又は同法第65条から第67条までの規定による審決（同法第66条第3項の規定による原処分の全部を取り消す場合の審決及び同法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。（同法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）
- (6) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同条第5項の規定により確定したとき。
- (7) 乙が、公正取引委員会が乙に違反があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (8) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (9) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその視点若しくは営業所の代表者をいう。以下、この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (10) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、この項において同じ。）又は暴力団員が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (11) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (12) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (13) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難をされるべき関係を有すると認められるとき。
- (14) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第9号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (15) 乙が第9号から第13号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合。

3 本協定が解除された場合には、乙は、本事業の実施者の地位を喪失する。

（関係者との調整）

第17条 本事業における電力系統への接続及び関係機関・近隣等関係者等との協議・調整は、乙の責任において行うものとする。

（本事業の公表）

第18条 甲は、本事業の情報を公開する際、乙の住所氏名、対象物件の所在及び使用面積、発電設備の概要等の主な事業内容を公表できるものとする。

（機密情報の取扱い）

第19条 甲及び乙は、本事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下「機密情報」という。）を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を開示した他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。なお、開示の際、既に公知となっていたもの及び法令の定めにより開示を強制されたものに係る情報は、機密情報には該当しないものとする。

（本協定の変更）

第20条 本協定の変更は、甲乙協議及び合意の上、書面にて行う。

(専属的合意管轄裁判所)

第21条 本協定に関する訴えについては、高知県高知市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(本協定に関する疑義等)

第22条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、お互い誠意をもって解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は各自記名捺印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲

高知県
協定担当者 高知県知事 濱田 省司

乙

住所
事業者名
代表者名